

## 受託団体補償金分配規程

### (目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「SARTRAS」という。）の授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）分配規程（以下「SARTRAS 分配規程」という。）に基づき、SARTRAS と分配業務委託契約を締結した分配業務受託団体である一般社団法人教科書著作権協会（以下「本法人」という。）の補償金の分配に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規程第3条補償金分配基金」とは、本法人が分配する責任を負う、SARTRAS が定める授業目的公衆送信補償金規程（以下「補償金規程」という。）第3条に基づく補償金の額をいう。
- (2) 「規程第4条補償金分配額」とは、本法人が分配する責任を負う補償金規程第4条に基づく補償金の額をいう。
- (3) 「利用報告」とは、本法人が、SARTRAS から受領した著作物等の利用実績に係る報告をいう。
- (4) 「分配資料」とは、本法人が、著作物等毎に分配に必要な権利に関する情報を整備した資料をいう。
- (5) 「共通目的基金」とは、著作権法施行令第57条の11に規定する「著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた」補償金の額のうち、著作権法（以下「法」という。）第104条の15第1項に規定する「授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところによ

り算出した額に相当する額」として SARTRAS が管理するものをいう。

- 2 本規程に特に定めがある場合を除き、本規程における用語は、法と同じ意味で用いるものとする。

(補償金の分配等)

第 3 条 本法人は、補償金の分配を、SARTRAS から受領した利用報告を基に整備する分配資料により行う。

- 2 規程第 3 条補償金分配基金の分配については、次の方法による。

(ア) SARTRAS から通知を受けた規程第 3 条補償金分配基金を、初等中等教育及びこれに類する教育機関設置者から収受した額（以下「初等中等教育分配基金」という。）と、高等教育及びこれに類する教育機関設置者から収受した額（以下「高等教育分配基金」という。）それぞれに分け、それぞれの分配資料の著作物等毎に割り当てられた分配ポイント（著作物等毎に受信した履修者等の数を乗じて得た数）の総合計で除すことで、初等中等教育分、高等教育分それぞれの分配ポイントの 1 点単価を求める。

(イ) 連絡先が明らかである権利者分の分配額は、利用された教育の種類に応じ、それぞれの著作物等の持つ分配ポイントに該当する（ア）の 1 点単価を乗じて得た額とする。

(ウ) 分配にあたり、1 著作物等に複数の権利者が関係している場合で権利者毎の分配率の届出を受けていないときは、当該権利者の数で分配額を按分する。

- 3 本法人は、原則として、毎事業年度 8 月までに前項により算出することができた連絡先が明らかである権利者の分配額の合計額を、SARTRAS に請求する。ただし、8 月に間に合わない特段の事情がある場合、又は額を追加する必要が生じた場合の請求は当該事業年度 2 月までに行うものとする。

- 4 規程第 4 条補償金分配額がある場合は、当該権利者の情報が判明したものにつき SARTRAS に請求し、送金を受け、当該権利者に本規程第 5 条に定める分配期に分配する。

- 5 分配の際、権利者宛てに分配の明細を発行する。

- 6 連絡先不明の場合の取扱いは、SARTRAS 分配規程第 11 条による。
- 7 本法人の分配に用いる権利関係は、利用のあった事業年度の末日のものとする。
- 8 権利者が補償金を受け取らない旨の意思表示をした場合の当該権利者宛分配金は SARTRAS に返金し、共通目的基金へ組み入れる。

(預金利息の取扱い)

第 4 条 本法人が補償金を委託者に分配するまでの間に生じた預金利息は、規程第 3 条補償金分配基金に組み入れる。

(補償金の分配期)

第 5 条 各事業年度に収受した補償金の分配期は、SARTRAS より補償金を受領した月の翌月から 6 カ月以内で、本法人が理事会で定める月とする。

(自主申告の場合の取扱い)

第 6 条 利用報告に掲載のない著作物等の権利者から、教育機関がこの権利者の著作物を利用した事実につき申し出を受ける場合の方法は次のとおりとする。

(ア) 本法人は、SARTRAS 所定の書式による申し出及び証憑書類の提出を当該権利者より受ける。

(イ) 本法人は、必要があると認める場合は当該教育機関の意見を聞くなどして内容を審査する。

(ウ) 申し出の内容が確認できた場合は、分配資料に加え、本規程第 3 条第 2 項に基づき分配額を計算し当該権利者に分配する。

(管理手数料)

第 7 条 管理手数料率は、本法人が SARTRAS より受領する補償金総額の 10%の範囲内において、理事会が定めた率とする。

2 管理手数料は、本規程第 5 条に定める補償金の分配期に規程第 3 条補償金

分配基金及び規程第 4 条補償金分配額からそれぞれ控除する。ただし、管理手数料の支出の必要がある場合には、理事会の決議を経て、前項の率により得られる額の範囲内で事前に控除することができる。

3 本法人は、本条第 1 項により取得した管理手数料の額が、当該事業年度の管理手数料の額（本条において「当年度支出額」という。）を超過したときは、当該超過額に相当する金額（本条において「収支差額金」という。）を翌事業年度に分配する予定の規程第 3 条補償金分配基金に繰り戻すものとする。

4 本法人は、本条第 1 項により取得した当該事業年度の管理手数料の額が、当年度支出額に満たないときは、翌事業年度の収支差額金の額をもって充てるものとする。

（情報公開）

第 8 条 本法人は次に掲げる事項を遅滞なく公開する。

（ア）本規程（定めたとき、または変更したとき）

（イ）管理手数料率及びその根拠（定めたとき、または変更したとき）

（ウ）管理手数料の額を含む分配の収支に関する報告書（SARTRAS の事業年度終了後 3 カ月以内）

（エ）本規程第 3 条第 3 項に基づき SARTRAS に請求し、分配を受けた当該年度に分配する規程第 3 条補償金分配基金の総額（分配後 3 カ月以内）

（実施細則）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、実施するために必要な事項は、理事会が決定する細則で定める。

附則

(実施期日)

- 1 この規程は、令和4年6月17日から実施する。